



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 告示

347	指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課).....	2
348	〃	(〃).....	2
349	指定一般相談支援事業者の指定	(〃).....	2
350	紀の川土地改良区連合の役員の就任	(農業農村整備課).....	2
351	農用地利用配分計画の認可の申請	(経営支援課).....	3
352	〃	(〃).....	3
353	〃	(〃).....	3
354	〃	(〃).....	4
355	農用地利用配分計画の認可	(〃).....	4
356	〃	(〃).....	4
357	〃	(〃).....	5
358	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	5
359	〃	(〃).....	5
360	保安林の指定の解除	(〃).....	6
361	保安林の指定施業要件の変更	(〃).....	6
362	〃	(〃).....	6
363	〃	(〃).....	7
364	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	(〃).....	7
365	林業種苗生産事業者の登録の失効	(〃).....	7
366	公共測量の終了	(技術調査課).....	8
367	道路の区域変更	(道路保全課).....	8
368	道路の供用開始	(〃).....	8
369	道路の区域決定	(〃).....	9
370	自転車歩行者専用道路の指定	(〃).....	9
371	道路の供用開始	(〃).....	9
372	道路の区域決定	(〃).....	10
373	〃	(〃).....	10
374	自転車歩行者専用道路の指定	(〃).....	10
375	道路の供用開始	(〃).....	11
376	道路の区域決定	(〃).....	11
377	急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課).....	11
378	都市計画事業の事業計画の変更認可	(下水道課).....	12

○ 公安委員会告示

13	鉄砲刀剣類所持等取締法の規定による診断を行う医師の指定	12
14	〃	13
15	〃	13

16 // 13
 17 // 14

○ 選挙管理委員会告示

22 昭和32年和歌山県選管告示第31号(病院長が不在者投票管理者となることのできる病院の指定)の廃止 14
 *23 平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正 14

告 示

和歌山県告示第347号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成28年4月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3050100720	ほほえみ・ねくすと	和歌山市木ノ本684-4	放課後等デイサービス	有限会社ほほえみ	和歌山市梅原185-7	平成28.4.1

和歌山県告示第348号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成28年4月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3052400185	くるみ	西牟婁郡白浜町栄977-3	放課後等デイサービス	特定非営利活動法人ほかせ	田辺市中三栖864-10	平成28.4.1

和歌山県告示第349号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成28年4月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	一般相談支援の種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3031610318	帆瑠徒	有田郡有田川町金屋13-2	地域移行支援・地域定着支援	特定無し	特定非営利活動法人きのくに広域適応教室さくら	有田郡有田川町金屋13-2	平成28.4.1

和歌山県告示第350号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する第18条第17項の規定により、紀の川土地

改良区連合の役員について次のとおり公告する。

平成28年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

就任した役員（平成28年2月29日就任）

職名 氏 名 住 所
 理事 中村泰文 紀の川市井田106番地2
 監事 松下忠宣 和歌山市北島256番地

和歌山県告示第351号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年3月18日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び日高振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年4月18日まで縦覧に供する。

平成28年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第81号-1	日高郡由良町吹井字堀越597外1筆
平成27年度第81号-2	日高郡由良町小引字中筋322外3筆
平成27年度第81号-3	日高郡由良町小引字田子谷589-2
平成27年度第83号	日高郡日高川町三百瀬字清水715

和歌山県告示第352号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年3月22日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び有田振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年4月18日まで縦覧に供する。

平成28年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第82号-1	有田郡有田川町中井原字神明前124-2外2筆
平成27年度第82号-2	有田郡有田川町市場字才ノ神529-1外1筆

和歌山県告示第353号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年3月23日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び伊都振興局農林水産

振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年4月18日まで縦覧に供する。

平成28年4月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第84号-1	伊都郡かつらぎ町兄井字張尾528-1
平成27年度第84号-2	伊都郡かつらぎ町兄井字フトヲ548-5
平成27年度第84号-3	伊都郡かつらぎ町西渋田字渋田852-344外2筆
平成27年度第84号-4	伊都郡かつらぎ町広浦字東谷118
平成27年度第84号-5	伊都郡かつらぎ町広浦字藤ケ尾127-1外1筆
平成27年度第84号-6	伊都郡かつらぎ町萩原字大石791外4筆

和歌山県告示第354号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年3月24日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び日高振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年4月18日まで縦覧に供する。

平成28年4月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第85号	御坊市湯川町丸山字袋148-1外2筆

和歌山県告示第355号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成28年3月22日に認可した。

平成28年4月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第69号	日高郡日高川町蛇尾字西裏344-1外2筆
平成27年度第70号-1	日高郡印南町西ノ地字下真田1251-1
平成27年度第70号-2	日高郡印南町印南原字瀧之口511外4筆

和歌山県告示第356号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成28年3月23日に認可した。

平成28年4月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第71号-1	紀の川市豊田字塚101-1外1筆
平成27年度第71号-2	紀の川市枇杷谷字下ノ荒67-1外4筆
平成27年度第71号-3	紀の川市名手市場字庄屋789-1
平成27年度第72号-1	和歌山市吐前字田浦1-1外2筆
平成27年度第72号-2	和歌山市東田中字中田120外1筆
平成27年度第73号	田辺市秋津川字森之尾1041-21

和歌山県告示第357号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成28年3月28日に認可した。

平成28年4月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第74号	御坊市藤田町吉田字大河原342-4外2筆
平成27年度第75号-1	日高郡みなべ町埴田字南谷908-1
平成27年度第75号-2	日高郡みなべ町山内字千里谷口1611-24
平成27年度第75号-3	日高郡みなべ町北道字二ツ橋15-1外1筆
平成27年度第75号-4	日高郡みなべ町山内字諏訪の前881
平成27年度第75号-5	日高郡みなべ町晩稲字柳1-1
平成27年度第76号	田辺市龍神村福井字中前1351外3筆

和歌山県告示第358号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

平成28年4月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 日高郡美浜町大字和田字松原1138の447（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに美浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第359号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

平成28年4月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 日高郡美浜町大字和田字松原1138の447(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 解除の理由 公共施設用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに美浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第360号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成28年4月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬字入谷985の7、996の6
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第361号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成28年4月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 伊都郡高野町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第362号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成28年4月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第363号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成28年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第364号

平成28年農林水産省告示第576号（以下「告示第576号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を高野町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。
平成28年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
岡本守史
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第576号のとおり

和歌山県告示第365号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定による林業種苗生産事業者の事業廃止に伴う登録の失効について、同法第16条第1項の規定により、次のとおり公告する。
平成28年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録 番号	生産事業者		生産事業の内容				事業所	
			種 穂		苗 木			
	氏名又は 名 称	住 所	採 種	精 選	幼苗の 育 成	幼苗以外の 苗木の育成	名 称	所 在 地

3044	山下登	伊都郡高野町中筒香96			○	○	山下登	伊都郡高野町中筒香
------	-----	-------------	--	--	---	---	-----	-----------

和歌山県告示第366号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山県知事から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成28年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 平成28年2月4日から同年3月18日まで
- 3 作業地域 貴志川（和歌山県海草郡紀美野町野中外地内）

和歌山県告示第367号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡九度山町大字中古沢字ヲイタ9番1地先から同町大字中古沢字ヲイタ5番1地先まで	旧	6.55 } 20.83	81.20	
同上	新	6.89 } 20.83	80.55	

和歌山県告示第368号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 伊都郡九度山町大字中古沢字ヲイタ9番1地先から同町大字中古沢字ヲイタ5番1地先まで

供用開始の期日 平成28年4月5日

和歌山県告示第369号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紀の川自転車道線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡かつらぎ町大字背ノ山字中島160番3地先から同町大字笠田東字上川端593番1地先まで	新	2.70 } 5.40	1,903.00	

和歌山県告示第370号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定に基づき、自転車歩行者専用道路を次のように指定するので、同条第5項の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紀の川自転車道線
- 3 指定する道路の部分

区 間	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡かつらぎ町大字背ノ山字中島160番3地先から同町大字笠田東字大川原1641番2地先まで	2.70 } 5.40	1,461.00	

- 4 指定する期日 平成28年4月5日

和歌山県告示第371号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 紀の川自転車道線

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字背ノ山字中島160番3地先から同町大字笠田東字大川原1641番2

地先まで

供用開始の期日 平成28年4月5日

和歌山県告示第372号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年4月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紀の川自転車道線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
伊都郡かつらぎ町大字蛭子字狐島116番1地先から同町大字大藪字先嶋189番3地先まで	新	2.70 } 4.33	309.00	

和歌山県告示第373号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年4月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紀の川自転車道線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
伊都郡かつらぎ町大字大藪字長玄田145番1地先から同町大字妙寺字外新田434番71地先まで	新	2.00 } 5.54	2,283.00	

和歌山県告示第374号

道路法(昭和27年法律第180号)第48条の13第2項の規定に基づき、自転車歩行者専用道路を次のように指定するので、同条第5項の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年4月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紀の川自転車道線
- 3 指定する道路の部分

区 間	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町字外島2475番1地先から同町大字妙寺字外新田434番71地先まで	2.00 } 3.00	1,724.00	

4 指定する期日 平成28年4月5日

和歌山県告示第375号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 紀の川自転車道線

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町字外島2475番1地先から同町大字妙寺字外新田434番71地先まで

供用開始の期日 平成28年4月5日

和歌山県告示第376号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 紀の川自転車道線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡かつらぎ町大字笠田東字上川端587番1地先から同町大字蛭子字ヌメリ124番2地先まで	新	3.00 } 5.50	2,298.00	

和歌山県告示第377号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成28年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 受瀬平地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から7号までを順次結んだ線及び標柱1号と7号を結んだ線によって囲

まれた区域。この場合において、標柱1号と7号を結ぶ線は古座川町道井ノ谷線道路敷に沿って結んだ線とし、その他の各標柱を結ぶ線は、直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	東牟婁郡	古座川町	平井	受瀬平	7番4	
2号	〃	〃	〃	下地向	1033番	
3号	〃	〃	〃	〃	1034番	
4号	〃	〃	〃	受瀬平	14番	
5号	〃	〃	〃	下地向	1038番	
6号	〃	〃	〃	受瀬平	41番	
7号	〃	〃	〃	〃	18番	

和歌山県告示第378号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成28年4月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 施行者の名称

みなべ町

2 都市計画事業の種類及び名称

南部都市計画下水道事業 みなべ町公共下水道

3 事業施行期間

自 平成28年8月16日

至 平成33年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第13号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条の3第2項（同法第7条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による診断を行う医師を次のとおり指定した。

なお、指定期間は、平成29年3月31日までとする。

平成28年4月5日

和歌山県公安委員会委員長 溝端 莊 悟

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地
篠崎和弘	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺811番地1
山田信一	同上	同上

和歌山県公安委員会告示第14号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条の3第2項（同法第7条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による診断を行う医師を次のとおり指定した。

なお、指定期間は、平成31年3月31日までとする。

平成28年4月5日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地
上田英樹	上田神経科クリニック	和歌山県伊都郡かつらぎ町笠田東171番地

和歌山県公安委員会告示第15号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第12条の3の規定による診断を行う医師を次のとおり指定した。

なお、指定期間は、平成29年3月31日までとする。

平成28年4月5日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地	診断の対象者
鶴飼聡	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺811番地1	銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第3号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに同法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者
山本真弘	同上	同上	
篠崎和弘	同上	同上	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に定める病気にかかっている者
高橋隼	同上	同上	
篠崎和弘	同上	同上	介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症である者
山田信一	同上	同上	

和歌山県公安委員会告示第16号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第12条の3の規定による診断を行う医師を次のとおり指定した。

なお、指定期間は、平成30年3月31日までとする。

平成28年4月5日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地	診断の対象者
今出徹	県立こころの医療センター	和歌山県有田郡有田川町庄31番地	銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第3号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに同法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者
森田佳寛	同上	同上	
北内信太郎	同上	同上	

小瀬朝海	同上	同上	
------	----	----	--

和歌山県公安委員会告示第17号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第12条の3の規定による診断を行う医師を次のとおり指定した。

なお、指定期間は、平成31年3月31日までとする。

平成28年4月5日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地	診断の対象者
糸川秀彰	紀南こころの医療センター	和歌山県田辺市たきない町25番1号	銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第3号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに同法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者
大谷和正	おおたにクリニック	和歌山県御坊市名田町野島1番地7	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に定める病気にかかっている者
上田英樹	上田神経科クリニック	和歌山県伊都郡かつらぎ町笠田東171番地	介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症である者

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第22号

昭和32年和歌山県選管告示第31号（病院長が不在者投票管理者となる病院の指定）は、廃止する。

平成28年4月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上 山 義 彦

和歌山県選挙管理委員会告示第23号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成28年4月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上 山 義 彦

第2項の表中

「社会福祉法人博愛会軽費老人ホーム ケアハウス博愛みちしお 住宅型有料老人ホーム ふ じ の 里	日高郡日高町大字阿尾646 日高郡日高町大字荊木115-1	を
---	--------------------------------------	---

「社会福祉法人博愛会軽費老人ホーム ケアハウス博愛みちしお	日高郡日高町大字阿尾646	に改める。
----------------------------------	---------------	-------